

■ Article ■

個人が受けた借入金の債務免除益の所得区分

東京地裁平成30年4月19日判決（平成26年（行ウ）649号）

判時2405号3頁

税理士 嶋村幸夫

.....
【事実の概要】

個人として農業や不動産賃貸業を営むX（原告）は、農地の購入や賃貸用建物の建築など様々な目的で、I農協から継続的に金銭の借入れをしていた。

その後、I農協に対する借入金債務について、債務の借換え及び組替えがなされたが、Xは、債務の返済をせず、その結果、借入金残高、延滞利息及び遅延損害金の合計は、約4億7,400万円となっていた。

I農協は、不良債権整理のため、Xに対する債権の回収を弁護士に委任し、交渉の結果、Xから弁済金として4,300万円の一括支払いを受け、残りの債務を免除した（以下、この債務免除による利益を「本件債務免除益」という）。

Xは、本件債務免除益の全額を一時所得として、修正申告書を提出したところ、処分行政庁は、本件債務免除益、約4億3,100万円のうち、約6,800万円は事業所得の総収入金額、約5,500万円は不動産所得の総収入金額、約3億800万円は一時所得の総収入金額に、それぞれ算入されるとして更正処分及び過少申告加算税賦課決定（以下、「本件更正処分等」という）を行った。

Xは、本件更正処分等を不服として、異議申立及び審査請求を経て、本訴を提起した。

【判旨】

Xの請求を一部容認、一部棄却。

裁判所は、まず、所得区分の判断の在り方について、「所得税法は、公平負担の観点から、納税者の所得を、その源泉又は性質によって10種類に区分し、担税力に応じた計算方法等を定めているところ、かかる所得区分の判断に当たっては、当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して実質的に判断されるべきものと解され、借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。」との判断を示した。

また、Xの本件債務免除益は、和解に基づき発生したものにほかならないところ、和解は、あらゆる事情の相関関係から偶発的に合意に至るものであることなどからすれば、和解から生じた本件債務免除益は、一時的かつ偶発的な所得であり、一時所得にほかならないとの主張に対しては、「所得税法において、借入金が借主の所得とされていないのは、借入金を取得すると同時に、当該借入金を弁済

する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されるところ、上記債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要がないとするのは相当ではない。」として排斥した。

そのうえで本件債務免除益の所得区分の判断を次のとおり行った。

1. 不動産所得該当性について

不動産所得該当性の判断については、「不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付け(地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産を使用させることを含む。)による所得(事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいい、不動産所得を生ずべき業務に関し、当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するものについて、その業務の遂行により生ずべき不動産所得に係る収入金額に代わる性質を有するものも不動産所得に該当するものとされている(所得税法26条1項、所得税法施行令94条1項2号)。ところで、所得税法36条1項は、『その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額』と規定しているほか、同法は、各種所得の金額について、利子所得(同法23条2項)、配当所得(同法24条2項)、給与所得(同法28条2項)及び退職所得(同法30条2項)については『収入金額』、不動産所得(同法26条2項)、事業所得(同法27条2項)、山林所得(32条2項)、譲渡所得(33条3項)、一時所得(34条2項)及び雑所得(35条2項2号)については『総収入金額』と規定し、『収入金額』と『総収入金額』とを区別しているが、かかる区別は、利子所得等については、その収益の内容が比較的単純であるのに対し、不動産所得等については、副収入や付随収入等も加わってその収益の内容が複雑な場合が多いことによるものと解される。そうすると、不動産所得には、不動産を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有する利益にとどまらず、不動産貸付業務の遂行による副収入や付随収入等も含まれ、かかる付随収入等には、金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解するのが相当である。」との判断を示したうえで、借入金による資金の用途を詳細に検討し、不動産貸付業務の遂行との関連性の有無を判断し、一部を不動産所得とした。

2. 事業所得該当性について

事業所得該当性の判断については「所得税法27条1項は、『事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。』と規定しているところ、不動産所得と同様、事業所得についても『総収入金額』と規

定されていることなどに鑑みると、事業所得には、事業の本来的な収入にとどまらず、事業の遂行による副収入や付随収入等も含まれるものと解される。」とし、借入金のXの事業の遂行との関連性の有無を判断し、一部を事業所得とした。

3. 一時所得該当性について

一時所得該当性の判断については、「所得税法34条1項は、『一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。』と規定しており、一時所得に当たるというためには、当該所得が、上記利子所得ないし譲渡所得以外の所得であることを前提として、〈1〉営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること(非継続性要件)、〈2〉労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであること(非対価性要件)が必要である。」としたうえで、一時所得該当性の要件について次のとおり判示した。

非継続性要件については、「ある所得が一時所得に当たるというためには、非継続性要件を満たすことが必要であり、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である(最高裁平成26年(あ)第948号同27年3月10日第三小法廷判決・刑集69巻2号434頁)。」として、いわゆる馬券大阪事件上告審判決を引用し、非対価性要件については、「ある所得が一時所得に当たるというためには、非対価性要件を満たすことが必要であるが、非対価性要件が必要とされたのは、対価性を有する所得は、確定的な対価を得ようとする稼得意思又は行為に起因するものであり、偶発的な所得とはいえず、典型的に担税力が低いとはいえないことによるものと解される。」としたうえで、「本件債務免除益のうち不動産所得あるいは事業所得に該当しない部分は一時所得に当たるとするのが相当である。」との判断を示した。

【解説】

本件の争点は、本件債務免除益の所得区分であるが、個人で農業と不動産賃貸業を営んでいたXが、借入金債務について債務免除を受け、その債務免除益を一時所得として、所得税の修正申告をしたところ、処分行政庁から、本件債務免除益は、借入金の目的に応じて事業所得、不動産所得及び一時所得に該当するとして本件更正処分等を受けたため、その取消しを求めた事案である。

裁判所は、まず、所得区分の判断について「当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して実質的に判断されるべき」との判断を示し、そのうえで不動産所得については、所得税法26条第2項が「総収入金額」と定めていることから、「不動産所得には、不動産を使用収益させる対価

として受け取る利益又はこれに代わる性質を有する利益にとどまらず、不動産貸付業務の遂行による副収入や付随収入等も含まれ、かかる付随収入等には、金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解するのが相当である。」として債務免除益も不動産所得に含まれるとした。

そのうえで、債務免除がされた各借入金の借入れの経緯、資金の用途などから不動産貸付業務との関連性の有無を判断し、不動産貸付業務の遂行のために借入れられたものに係る債務免除益については、不動産貸付業務の遂行による収入であり、不動産所得とした。同様に事業所得についても同法27条第2項が「総収入金額」と定めていることから「事業所得には、事業の本来的な収入にとどまらず、事業の遂行による副収入や付随収入等も含まれる」とし、借入金の事業の遂行との関連性の有無を判断し、一部を事業の遂行による収入であり、事業所得とした。そして一時所得については、一時所得の該当性要件として、非継続性要件と非対価性要件を示し、本件債務免除益のうち不動産賃貸業または事業の遂行に関連性のないものについては、いずれの要件も満たすとして一時所得との判断をした。

本判決は、債務免除益の所得区分の判断において借入れの目的や債務免除に至った経緯等を総合的に判断することの理由を「債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要」があるとするが、「純資産の増加は、あくまでも債務免除時に初めて生じるものと考えより他はなく、」この根拠は「債務免除益の所得区分を判断する際に借入れの目的等を考慮する必要がある旨の結論を導く手掛かりとはなりえない。」との批判がなされている¹。

また、本判決は、借入金が、従前にXが営んでいた不動産所得や事業所得の必要経費に対応するかどうかにより判断がなされているが、債務免除によって発生した利益につき、かつて、これに対応する借入金を使った費用を必要経費に算入していた当該所得に区分すべきとする明文の規定はなく、当該債務免除益の一時所得該当性が肯定された場合でも、あえてそれを否定し、従前の必要経費該当性が肯定される当該所得に区分すべきとする明文の規定もないことから、本判決の判断方法は法的根拠が十分ではなく問題があるとの批判もなされている²。

一方、本判決は、債務免除益が不動産所得または事業所得に含まれる根拠を「総収入金額」の文言から導き出しているが、この点については、最高裁が債務免除を受けた者が債権者である団体の理事の地位にあったことや債権者が債務免除に応じた理由などの事情に鑑み、債務免除益は雇用契約に類する原因に基づき提供した役務の対価として「収入金額」の文言を用いる給与所得に当たるとの判断（最高裁平成27年10月8日判決 集民251号1頁）との整合性を指摘するものや³、所得税法施行令94条第1項が、「次に掲げるもの」として1号、2号に限定して規定

しており、これに債務免除益が該当しないことから、「総」の文字があることをもって関連する収入を全て含むとするのは根拠が乏しいとの批判がなされている⁴。

さらに、租税法律主義のもと所得区分の判断は、所得税法23条第1項（利子所得）ないし同法35条第1項（雑所得）の各条項の定めに基づいて（則して）なされるべきであり、本判決の「当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。」との判断に対し、上記の所得税法の規定に則しておらず、所得の区分は当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して判断する旨の規定が所得税法に存在しないことから、租税法律主義に整合しないとの批判もなされている⁵。

過去の類似事案における裁判例についてみると、先に掲げた最高裁平成27年10月8日判決のほか、「不動産所得とは、賃貸人が賃借人に対して一定の期間、不動産等を使用収益させる対価として受け取る利益又はこれに代わる性質を有するもの」とし、債務免除益は債権者が残債務を免除したという債務免除行為により発生したものであることから、不動産所得に該当しないとし、そもそも、ある費用が必要経費に該当するか否かという判断と、当該費用に係る債務が免除されたことによる所得がどの所得区分に該当するかという判断は、本来、別々に行われるべきものとの判断がなされたもの（東京高裁平成28年2月17日判決 税資266号12800順号）や、債務免除の直接の原因となる債務免除の意思表示には、担税力の相違を見出し、所得の特性を決定するための手掛かりとなるような性質や特徴はないとして不動産所得に該当しないとの判断がなされたもの（福岡地裁平成29年11月30日判決 税資267号13092順号）などがあるが、本判決は、これらとは異なる判断がなされたものである。

以上

-
- 1 岩垣陽一「借入金の債務免除により個人に生じた債務免除益の所得区分」月刊税理 63 巻 14 号 191 頁（2020 年）。
 - 2 田中治「判例評釈 借入金債務に係る債務免除益の所得区分」TKC 税研情報 29 巻 3 号 1 頁（2020 年）。
 - 3 藤間大順「不動産所得および一時所得の意義または範囲」月刊税務事例 51 巻 8 号 45 頁（2019 年）。
 - 4 長島弘「個人の借入金について受けた債務免除益の所得区分」ジュリスト 1534 号 126 頁（2019 年）。
 - 5 佐藤孝一「債務免除益に係る所得区分は当該借入の目的や債務免除に至った経緯等を勘案して判断すべきであるとして、それを一時所得とした更正処分の一部を取り消した事例 -債務免除益の不動産所得該当性・事業所得該当性の判断規準を中心として」月刊税務事例 53 巻 10 号 7 頁（2021 年）。